

牧之原市監査委員告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので別添のとおり公表する。

令和元年 10 月 29 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂
同 上 中野 康子



牧 総 第 131 号
令和元年 10 月 29 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂 様
牧之原市監査委員 中野 康子 様

牧之原市長 杉本 基久雄



財政援助団体等監査に関する報告及び意見について

令和元年 9 月 10 日付け牧監第 42 号により通知のあった財政援助団体等監査に関する報告及び意見について、別紙のとおり措置状況を報告します。

担当 総務部総務課
2332～2335



令和元年度の監査指摘事項に対する措置状況について

社会福祉課

令和元年度の実地監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 牧之原市福祉関係団体活動費補助金交付要綱第2条において、補助対象となる「福祉活動を実施する福祉関係団体」を定義しているが、現在支給されていない福祉団体が含まれていた。現状を踏まえ、必要がある場合には要綱の見直しをするよう検討されたい。</p> <p>(2) 日常介護用具総合貸与事業について、対象用具の認定を需要に応じ再検討するなどして、利用者が幅広く活用できる事業とされたい。</p> <p>(3) 所管課は財政援助団体の経営状態を継続的に注視する必要があり、補助金については適正な交付と補助目的・対象に沿った活用状況の管理監督に努め、適度な緊張感を保ち安定した事業運営に向けた指導をされたい。</p>	<p>(1) 数年来、補助金を支給していない福祉団体が要綱に記載されているため、現状に見合った要綱に改正することとします。</p> <p>(2) 貸与用具の種類について、立ち上がり時に必要な置き型手すりを次年度から貸与できるように検討しました。 なお、日常介護用具総合貸与事業については、市社会福祉協議会の要綱のため、当該用具を追加する要綱改正を本年度末までに行うよう指示しました。</p> <p>(3) 補助金の要求時点において、用途別の積算基礎の確認を通し、必要性の判断を行うとともに、実績報告での経費の執行状況や財源充当の状況確認を徹底してまいります。</p>